

## 宮城県での豚熱患畜の確認に伴う本県の防疫措置について

本日(12月25日)、宮城県内の農場において、豚熱(CSF)の患畜が確認されました。患畜が確認された農場から、本県の2農場に豚が導入されていたため、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、疑似患畜となる豚31頭の防疫措置を実施します。

### 1 宮城県の発生農場から導入があった県内農場

農場① 所在地：伊勢崎市

殺処分対象：11頭

農場② 所在地：高崎市

殺処分対象：20頭

殺処分対象計：31頭（当該農場内の他の飼養豚は、殺処分対象にはなりません。）

### 2 今後の対応

- (1) 県内農場に導入された豚（疑似患畜）の殺処分など、必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 殺処分した死体は、速やかにウイルス飛散防止処理された袋に密封し、県家畜衛生研究所で焼却処理を行います。
- (3) 関係機関と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

### 3 その他

- (1) 豚熱(CSF)は、豚・いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ドローンやヘリコプターを使用する取材は、防疫作業の妨げや場所の特定につながるため、自粛いただきますようお願いします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者などの関係者や消費者は根拠のない噂等により混乱することがないように、御協力をお願いします。